第四節 早期審査の手続

1. 早期審査の対象となる商標登録出願

以下の(1)から(3)のいずれかに該当する商標登録出願について、早期審査の申出をする ことができます。既に出願されているものについても早期審査の対象となります。

ただし、新しいタイプの商標(動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標及び位置商標。以下同じ。)、立体商標の一部(※)及びマドリッド協定議定書に基づく国際商標登録出願(日本を指定国とする出願)については、その審査の特殊性から審査の質を確保するため、早期審査の対象外とします。

※「立体商標の一部」とは、「店舗、事務所、事業所、施設(建築物に該当しないものを含む。例えば、移動販売車両、観光車両、旅客機、客船)の外観・内装からなる立体商標」又は「商標の詳細な説明の記載を有する立体商標(出願時に商標の詳細な説明の記載がなくとも、商標を特定するために当該記載が必要と判断される場合を含む。)」を指します。

また、令和6年4月1日以降に出願されたコンセント制度の適用を主張する出願、他人の氏名を含む商標に係る出願についても、早期審査の対象外です。詳細については、「商標早期審査・早期審理ガイドライン」を御確認ください。

https://www.jpo.go.jp/system/trademark/shinsa/soki/document/index/tt1208-023guide.pdf

(対象1) 出願人又はライセンシーが、出願商標を指定商品・指定役務に既に使用している又は使用の準備を相当程度進めていて、かつ、権利化について緊急性を要する出願であること

この要件に基づき申出を行う際には、以下の①及び②の両方の要件を備えていることが必要です。

- ① 「出願人又はライセンシーが、出願商標を指定商品・指定役務に既に使用(注1)している又は使用の準備を相当程度進めている出願」であること(注2)
- ② 「権利化について緊急性を要する出願」であること 「権利化について緊急性を要する出願」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。
 - a) 第三者(注3) が、出願商標(又はそれに類似するおそれのある商標)を無断で使用している(又は使用の予備的行為を行っている)場合
 - b) 出願商標の使用(又は使用の予備的行為)について、第三者から警告を受けている場合
 - c) 出願商標について、第三者から使用許諾を求められている場合
 - d) 出願商標について、出願人が日本国特許庁以外の特許庁又は政府間機関へも出願している場合
 - e) 出願商標について、出願人がマドリッド協定議定書(注4)に基づく国際登録出願の基

礎出願として国際登録の出願を行う予定がある場合

- (注1) 商標の「使用」とは、商標法第2条第3項に規定する次の行為をいいます。
 - 商標法第2条第3項(第9号は音商標に関する規定のため、対象外)
 - 一 商品又は商品の包装に標章を付する行為
 - 二 商品又は商品の包装に標章を付したものを譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する行為
 - 三 役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物 (譲渡し、又は貸し渡す物を含む。以下同じ。) に標章を付する行為
 - 四 役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物に標章を付したものを用いて役務を提供する 行為
 - 五 役務の提供の用に供する物(役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物を含む。以下同じ。)に標章を付したものを役務の提供のために展示する行為
 - 六 役務の提供に当たりその提供を受ける者の当該役務の提供に係る物に標章を付する行為
 - 七 電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。 次号において同じ。)により行う映像面を介した役務の提供に当たりその映像面に標章を表示して役務を提 供する行為
 - 八 商品若しくは役務に関する広告、価格表若しくは取引書類に標章を付して展示し、若しくは頒布し、又 はこれらを内容とする情報に標章を付して電磁的方法により提供する行為
- (注2)複数の商品(役務)を指定しているときは、そのいずれかの商品(役務)について使用又は使用の準備を相当程度進めていることを証明すれば、「出願商標を指定商品・指定役務に既に使用している又は使用の準備を相当程度進めていて」の要件を満たすこととなります。
- (注3) 第三者とは、出願人自身又は出願人からその商標について使用許諾を受けた者以外の者をいいます。
- (注4) マドリッド協定議定書は、商標について、世界知的所有権機関 (WIPO) 国際事務局が管理する国際登録簿 に国際登録を受けることにより、指定締約国においてその保護を確保できることを内容とする条約です。 https://www.jpo.go.jp/system/trademark/madrid/seido/mado.html
- (対象2) 出願人又はライセンシーが、出願商標を既に使用している商品・役務又は使用の準備を相当程度進めている商品・役務のみを指定している出願であること
- この要件に基づき申出を行う際には、指定商品・指定役務の記載に関して、以下の点を注意してください。
 - *願書に記載する指定商品・指定役務は、商標の使用状況等の証明がなされる商品・役務としなければなりません。
 - *指定商品・指定役務の記載中に、証拠書類により出願商標の使用が確認できない商品・役務 が含まれている場合には、早期審査の対象として認められませんので、早期審査の申出以前

(同時でも構いません) に、その商品・役務を削除する補正が必要となります。

(対象3) 出願人又はライセンシーが、出願商標を指定商品・指定役務に既に使用している又は使用の準備を相当程度進めていて、かつ商標法施行規則別表や類似商品・役務審査基準等に掲載されている商品・役務のみを指定している出願であること

この要件に基づき申出を行う際には、以下の①及び②の両方の要件を備えていることが必要です。

- ①「出願人又はライセンシーが、出願商標を指定商品・指定役務に既に使用している又は 使用の準備を相当程度進めている出願」であること
- ②商標法施行規則別表や類似商品・役務審査基準等に掲載されている商品・役務のみを指 定している出願であること

指定商品・指定役務は、以下のa)~c)に掲載されている商品・役務のみを記載してください。 以下a)~c)に掲載されていない商品・役務が含まれている場合には、早期審査の対象として認め られません。

- a) 商標法施行規則別表 (第六条関係)
- b)類似商品·役務審查基準
- c) 商品・サービス国際分類表 (ニース分類)

制度の詳細については特許庁ホームページに掲載されている「商標早期審査・早期審理ガイドライン」を参照してください。

https://www.jpo.go.jp/system/trademark/shinsa/soki/document/index/tt1208-023guide.pdf

※ 震災復興支援早期審査について

被災された企業等が知財を活用し復興していくことを支援するため、東日本大震災等による被害を受けた企業等の商標の出願等について、早期に審査を実施する「震災復興支援早期審査」を行っております。

以下の(1)又は(2)に該当する商標登録出願について、震災復興支援早期審査の申出をすることができます。

- (1) 出願人の全部又は一部が、特定被災地域に住所又は居所を有する者であって、地震に起因した被害を受けた者による商標登録出願。
- (2) 出願人が法人であり、当該法人の特定被災地域にある事業所等が地震に起因した被害を受けた場合であって、当該事業所等の事業として使用される商標に係る商標登録出願。

なお、福島県・公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構・特許庁との3者間の「知的財産の保護及び活用に関する連携協定」の期間内に限り、以下の(3)又は(4)に該当する商標登録出願も対象となります。

- (3) 出願人の全部又は一部が、福島県に住所又は居所を有する者であって、出願に係る商標が福島県での復興・イノベーション創出に資するものである場合。
- (4) 出願人が法人であり、出願に係る商標が当該法人の福島県にある事業所等の事業として使用される商標であって、福島県での復興・イノベーション創出に資するものである場合。

震災復興支援早期審査の「早期審査に関する事情説明書」は、通常の事情説明書とは記載方法が 異なります。

詳細については特許庁ホームページに掲載されている「震災復興支援早期審査・早期審理ガイドライン(商標)」を参照してください。

https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/souki_kaisi/index.html

2. 早期審査の申出手続

早期審査の申出は、「早期審査に関する事情説明書」の提出により行うこととします。

(1) 提出者

「早期審査に関する事情説明書」の提出者は、出願人及びその手続をする代理人に限ります。

(2) 提出方法

次のいずれかの方法によって提出してください。

- a) オンラインにより提出する。
- b) 特許庁受付窓口に直接持参のうえ提出する。

受付窓口:東京都千代田区霞が関3-4-3 特許庁庁舎1階 出願課

受付時間:平日9時から17時まで

c) 封筒に「早期審査に関する事情説明書在中」と表示して、特許庁長官あてに送付する。

宛先:〒100-8915 東京都千代田区霞が関3-4-3 特許庁長官 宛

なお、書面により提出した場合は、その電子化のために、早期審査の選定手続がオンラインに よる提出の場合に比べて1月程度遅れます。

(3) 提出時期

「早期審査に関する事情説明書」は、商標登録出願の日以降いつでも提出できます。出願と同時又は出願後、速やかな提出を推奨します。※提出が出願から大幅に遅れる場合、審査の着手が通常の出願よりも遅れる場合もありますので、ご注意ください。提出者は、出願人及びその代理人に限ります。

(4) 手数料

「早期審査に関する事情説明書」の提出に際しては、手数料は必要ありません。また、書面により提出した場合であっても電子化手数料は必要ありません。

(5) 提出書類

「早期審査に関する事情説明書」(様式 $1\sim2$ 参照)は、証拠書類を添付して早期審査を希望する出願ごとに1通を提出します。なお、当該提出書類は、特許庁に受理された後は返却されません。また、出願と同時に「早期審査に関する事情説明書」を提出する場合は、願書の添付書類とせず、別の書面として提出してください。

(6) 提出書類の補充

提出した「早期審査に関する事情説明書」の補充を行う場合は、「早期審査に関する事情説明補充書」をもって行います(様式3参照)。

(7) 改めて早期審査の申出を行う場合

一度、要件を満たさないために早期審査の対象とならなかった場合でも、その後、要件を満たす状態になった場合には、改めて「早期審査の事情説明書」を提出することにより、早期審査の対象となり得ます。その際、商標の使用状況等の説明及び証拠書類の提出について、先に提出した早期審査の事情説明書の説明内容及び証拠書類等を援用することができます。

3. 「早期審査に関する事情説明書」及び「早期審査に関する事情説明補充書」の様式

- (1) 「早期審査に関する事情説明書」
 - ・対象1に該当する出願(出願人又はライセンシーが、出願商標を指定商品・指定役務に既に使用している又は使用の準備を相当程度進めていて、かつ、権利化について緊急性を要する出願)に関しての申し出を行う→(様式1)
 - ・対象2に該当する出願(出願人又はライセンシーが、出願商標を既に使用している商品・役務 又は使用の準備を相当程度進めている商品・役務のみを指定している出願)に関しての申出を 行う→(様式2)
 - ・対象3に該当する出願(出願人又はライセンシーが、出願商標を指定商品・指定役務に既に使用している又は使用の準備を相当程度進めていて、かつ、商標法施行規則別表や類似商品・役務審査基準等に掲載されている商品・役務のみを指定している出願)に関しての申出を行う→(様式2)
- (2) 「早期審査に関する事情説明補充書」→ (様式3)

(様式1) 早期審査に関する事情説明書

対象1に該当する出願に関しての申出を行う場合

【書類名】 早期審査に関する事情説明書 (【提出日】 令和 年 月 日) 【あて先】 特許庁長官 殿 【事件の表示】 【出願番号】 【提出者】 【識別番号】 【住所又は居所】 【氏名又は名称】 (【代表者】) ← (【電話番号】) 【代理人】 代理人手続のときは、法人にあっては 【識別番号】 【代表者】の欄は不要です。 【住所又は居所】 【氏名又は名称】 【早期審査に関する事情説明】 1. 出願人等の使用状況説明 (1) 商標の使用者 (2) 商標の使用に係る商品名(役務名) (3) 商標の使用時期 (4) 商標の使用場所 (5) 商標の使用の事実を示す書類 (6) 手続補正書の提出の有無 2. 緊急性を要する状況の説明 【提出物件の目録】 【物件名】

- ※ 【早期審査に関する事情説明】で記載した内容の裏付けとなる書類を添付し提出してください。
- ※ 書面により提出する場合は、日本産業規格A列4番(横21cm、縦29.7cm)の大きさの用紙を用いてください。

(様式2) 早期審査に関する事情説明書

対象2又は対象3に該当する出願に関しての申出を行う場合

【書類名】	早期審査に関する事情説明書								
(【提出日】	令和	年	月	日)					
【あて先】	特許庁」	長官		殿					
【事件の表示】									
【出願番号】									
【提出者】									
【識別番号】									
【住所又は	居所】								
【氏名又は	名称】								
(【代表者】)	\leftarrow								
(【電話番号】)								
【代理人】				代理人手続のときは、法人にあっては					
【識別番号】	【識別番号】			【代表者】の欄は不要です。					
【住所又は居所】				[TOXAL] VAINTAATISC 7 0					
【氏名又は	名称】								
【早期審査に関	する事情語	说明】							
1. 商標の使用者									
2. 商標の使用に係る商品名(役務名)									
3. 商標の使用時期									
4. 商標の	吏用場所								
5. 商標の使用の事実を示す書類									
6. 手続補〕	E書の提出	出の有	無						
【提出物件の目録	录】								
【物件名】									

- ※ 【早期審査に関する事情説明】で記載した内容の裏付けとなる書類を添付し提出してください。
- ※ 書面により提出する場合は、日本産業規格A列4番(横21cm、縦29.7cm)の大きさの用紙を用いてください。

(様式3) 早期審査に関する事情説明補充書

【書類名】	早期審	早期審査に関する事情説明補充書									
(【提出日】	令和	年	月	日)							
【あて先】	特許庁	長官殿									
【事件の表示】											
【出願番号】											
【提出者】											
【識別番号	를 】										
【住所又は	は居所】										
【氏名又》	は名称】										
(【代表者】) <										
(【電話番号	号】)										
【代理人】					<u>'</u> 続のときは、法人にあっ [*]	てけ					
【識別番号	【識別番号】										
【住所又は	は居所】			ITVACE	」の欄は不要です。						
【氏名又は	は名称】										
【補充の内容】											
【提出物件の目	目録】										
【物件名】											

[※] 書面により提出する場合は、日本産業規格A列4番(横21cm、縦29.7cm)の大きさの用紙を用いてください。

(様式4) 国際登録出願の意思に関する宣誓書

国際登録出願の意思に関する宣誓書

現在当社は、本願商標について、マドリッド協定議定書に基づく国際登録出願を行っていないが、令和〇〇年〇〇月ころに、国際登録出願を行う予定である。

以上のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

(出願人)

住所:

名称:

担当責任者:

4. 「早期審査に関する事情説明書」及び「早期審査に関する事情説明補充書」の作成要領

(1) 書誌的事項の記載要領

「早期審査に関する事情説明書」及び「早期審査に関する事情説明補充書」の書誌的事項の 欄は、以下の要領で記載してください。

a) 【提出日】の欄

オンラインにより提出する場合には提出する年月日を、特許庁出願課の受付窓口へ直接提出する場合はその年月日を、送付により提出する場合は、投函日等発送する年月日を記載してください。

b) 【事件の表示】の欄

【出願番号】の欄は、「商願○○○○○○○○○」のように記載してください。なお、 出願番号の通知を受けていない場合(出願と同時に早期審査の申出を行う場合など)は、【出 願番号】の欄に代えて【出願日】の欄を設け、「令和○○年○月○日提出の商標登録願」のよ うに、出願年月日を記載し、整理番号があるときには【出願日】の次に【整理番号】の欄を設 けて、当該出願の願書に記載した整理番号を記載してください。

なお、同年月日に複数の出願をしている場合には、【出願日】の次に【整理番号】の欄を設けて、当該出願の願書に記載した整理番号を記載してください。

c) 【提出者】の欄

【識別番号】の欄は、識別番号の通知を受けていない場合等で識別番号を記載できないときは、この欄を設ける必要はありません。この場合は【住所又は居所】の欄を設け、住所又は居所を記載します。

【氏名又は名称】の欄は、法人の場合には法人の名称を記載し、自然人の場合には氏名を記載します。法人の場合は【氏名又は名称】の次に【代表者】の欄を設けて、代表者氏名を記載します。ただし、代理人がいる場合は【代表者】の欄を設ける必要はありません(【代表者】の欄は、法人であって、かつ、代理人がいない場合にのみ必要です。)。

【電話番号】の欄は、なるべく記載してください。

d) 【代理人】の欄

代理人がいない場合は、この欄を設ける必要はありません。

(2) 「出願人等の使用状況説明」の記載要領

「早期審査に関する事情説明書」の「出願人等の使用状況説明」の欄は、以下の要領で記載してください。

a) 商標の使用者

出願人本人又は出願人からその商標について使用許諾を受けた者(ライセンシー)を記載し

てください。

出願人の場合は「出願人」と記載し、なお、ライセンシーの場合には、その者の住所(居所)、氏名(名称)を記載し、ライセンシーであることを証明する書類を、使用者が出願人の子会社等である場合は、出願人の実質的支配下にあることを証明する書類を添付してください。

b) 商標の使用に係る商品名(役務名)

商標を使用又は使用の準備を相当程度進めている商品(役務)の名称を具体的に記載してください。この際、商品(役務)の販売品名や製品記号ではなく、これらに対応する指定商品(指定役務)をご記載願います。

c) 商標の使用時期

商標をいつからb)で挙げた商品(役務)について使用しているのかを記載してください。例 えば、「令和〇年〇月から使用中」のように記載します。

なお、使用の開始時期を証明する書類の提出は必要ありません。

d) 商標の使用場所

商標の使用者の営業所、事務所、その他その商標の使用がされた場所のいずれか一の所在地 (インターネット上の使用である場合はURL) を具体的に記載してください。商標の使用場所は日本国内に限ります。

e) 商標の使用の事実を示す書類

出願人又はライセンシーが商標を商品(役務)について使用していることを示す客観的な資料として、例えば、以下のような資料を提出してください。以下のような資料があれば、商品・役務が実際に販売開始される前であっても、商標を既に使用しているものと認められます。

- ア. 商標を付けた商品を撮影した写真
- イ. 商標を付けた役務の提供の用に供する物を撮影した写真
- ウ. 商標を付けた商品・役務に関する対外的なパンフレット又はカタログ
- エ. 商標を付けた商品・役務に関する対外的な広告又はウェブサイト若しくはSNSの 画面の写し

f) 商標の使用の準備

出願人又はライセンシーが商標を使用する準備を相当程度進めていることを具体的に説明してください。例えば、使用開始予定時期、予定している使用商品(役務)や使用場所等を記載するとともに、商標の使用の準備が相当程度進んでいることを示すものとして、例えば、以下のような資料を提出してください。

- ア. 商標を付けた商品・役務に関するパンフレット、カタログ等の印刷についてその受発注 を示す資料*1
- イ. 商標を付けた商品・役務に関する広告についてその受発注を示す資料※1
- ウ. 商標を付けた役務の提供の用に供する物の受発注を示す資料※1
- エ. 商標と、その商標が使用される予定の商品・役務が掲載された新聞記事等の報道資料
- オ. 「医薬品製造販売承認」申請中の薬剤に使用される予定の商標については、「医薬品製造販売承認申請書」の写し**2 (商標(販売名)**3、使用者(申請者)、申請時期(申請年のみで可)及び申請受付の受領の事実が確認できるもの)
- カ. 「機能性表示食品」の届出がされている商品に使用される予定の商標については、消費者庁のウェブサイトに開示される「機能性表示食品 届出情報」の写し*2 (商標(商品名又は表示見本)*3、使用者(届出者名)、届出時期(届出年のみで可)の事実が確認できるもの)
- ※1 「受発注を示す資料」は、発注したことを示す資料及びこれが受注されたことを示す 資料の双方の提出が必要です。また、発注したものに出願商標を付ける予定であること を示す資料(発注に使用したデザイン画等)も必要です。
- ※2 営業秘密に該当する部分はマスキングし、早期審査の認定に必要な箇所のみ提出する ことができます。
- ※3 商標以外の付記部分がある場合は、当該部分が付加されている理由について事情説明 書で説明してください。

g) 手続補正書の提出の有無

早期審査の申出の際に、その出願に係る指定商品・指定役務の記載に関する手続補正書の提出の有無について記載してください。具体的には、「〇月〇日に手続補正書を提出」のように記載してください。手続補正書を提出していない場合は、この項目は不要です。

※ 上記 d)~f)については、インターネット上のURLのみの記載をもって代替すること はできません(後日の確認ができなくなる可能性があるため)。

(3) 「緊急性を要する状況の説明」の記載要領

「早期審査に関する事情説明書」の「緊急性を要する状況の説明」の欄には、ケースごと に、例えば、次のように、緊急な権利化が求められている状況を詳細に説明してください。

a) 第三者が、出願商標(又はそれに類似するおそれのある商標)を無断で使用している (又は使用の予備的行為を行っている)場合

第三者の住所(居所)、氏名(名称)、使用に係る商品(役務)、使用場所等を記載するとともに、その使用等の事実を示す書類を提出してください。具体的な使用状況の説明及び使用の事実を示す書類の提出については、上記「(2)出願人等の使用状

況説明 | のb)からe)に準じます。

なお、第三者による「使用の予備的行為」とは、例えば、譲渡の目的をもって、 指定商品に、出願に係る商標に類似する商標を付したものを所持する行為等、商標 法第37条第2号から第8号(注)に掲げる行為に相当するものをいいます。

b) 出願商標の使用(又は使用の予備的行為)について、第三者から警告を受けている場合

警告を発した者の住所(居所)、氏名(名称)、警告の根拠となる商標登録番号、商標、指定商品(指定役務)等を明らかにするとともに、警告書(写し)を提出してください。なお、警告の根拠が不正競争防止法等の商標法以外の法律を根拠とする場合には、その法律を明らかにしてください。

- c) 出願商標について、第三者から使用許諾を求められている場合 使用許諾を求めている者の住所(居所)、氏名(名称)、使用許諾を求められてい る商標、商品・役務の範囲等を明らかにするとともに、使用許諾を求められているこ とを示す書面(写し)等を提出します。
- d) 出願商標について、出願人が日本国特許庁以外の特許庁又は政府間機関へも出願して いる場合

出願している外国特許庁名又は政府間機関名、出願日、出願番号(正式な出願番号を知ることができないときは省略できます。ただし、その後、正式な出願番号を知ったときは、遅滞なくその番号を記載した「早期審査に関する事情説明補充書」を提出してください。)を明らかにするとともに、その出願の写しを提出してください。

日本国特許庁への出願を基礎としてマドリッド協定議定書に基づく国際商標出願を行っている場合には、当該出願の日を記載するとともに、その出願の写し(受領印のあるもの)を提出してください。

e) 出願商標について、出願人がマドリッド協定議定書に基づく国際登録出願の基礎出願 として国際登録の出願を行う場合

出願商標について、マドリッド協定議定書に基づき国際登録出願を行う意思がある旨 及び出願予定日を明らかにするための「国際登録出願の意思に関する宣誓書」(様式 4)を提出してください。

※上記(2)及び(3)の記載事項について、使用の準備を相当程度進めている状況や緊急性を要する状況を明らかにするために必要な事項が営業秘密に属し、提出書類に記載することにより商取引上支障が生じると考える場合は、資料の一部についてマスキング等をしたうえで提出することが可能です。この場合、ヒアリング等を行う場合があります。その際行ったヒアリング内容については公開しません。

(注) 商標法第37条(抜粋)

- 二 指定商品又は指定商品若しくは指定役務に類似する商品であつて、その商品又はその商品の包装に登録 商標又はこれに類似する商標を付したものを譲渡、引渡し又は輸出のために所持する行為
- 三 指定役務又は指定役務若しくは指定商品に類似する役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物に登録商標又はこれに類似する商標を付したものを、これを用いて当該役務を提供するために所持し、又は輸入する行為
- 四 指定役務又は指定役務若しくは指定商品に類似する役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物に登録商標又はこれに類似する商標を付したものを、これを用いて当該役務を提供させるために譲渡し、引き渡し、又は譲渡若しくは引渡しのために所持し、若しくは輸入する行為
- 五 指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について登録商標又はこれに類似する商標の使用をするために登録商標又はこれに類似する商標を表示する物を所持する行為
- 六 指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について登録商標又はこれに類似する商標の使用をさせるために登録商標又はこれに類似する商標を表示する物を譲渡し、引き渡し、又は譲渡若しくは引渡しのために所持する行為
- 七 指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について登録商標又はこれに類似する商標の使用をし、又は使用をさせるために登録商標又はこれに類似する商標を表示する物を製造し、又は輸入する行為
- 八 登録商標又はこれに類似する商標を表示する物を製造するためにのみ用いる物を業として製造し、譲渡 し、引き渡し、又は輸入する行為

5. 早期審査案件の処理・庁内手続等

(1)審査長等による選定と審査

「早期審査に関する事情説明書」の提出があった商標登録出願について、早期審査の対象と するか否かの選定は、提出された証拠書類等をもとに審査長等が行います。

選定の結果、早期審査の対象となった商標登録出願については、速やかに審査を開始し、着 手後の処理においても、遅滞なく処分が終了するように審査手続を進めます。

なお、「早期審査の対象としない」と判断した場合のみ、その理由を付して出願人に通知します。

(2) ヒアリングの実施

「早期審査に関する事情説明書」の記載内容については、必要に応じて、ヒアリングによる 確認を行う場合があります。

(3) 提出書類の閲覧

「早期審査に関する事情説明書」及び「早期審査に関する事情説明補充書」は、商標登録に 関する出願書類等と同様に閲覧に供します。そのため、提出書類中、営業秘密に該当する部分 はマスキングし、早期審査の認定に必要な箇所のみ提出することができます。

(4) 商標公報への表示

早期審査の対象になった商標登録出願の商標公報への掲載に当たっては、以下の表示を付します。

a) 商標公報の目次の表示 「早」

b) 商標公報への表示 「早期審査対象出願」

(5) その他

商標登録出願のデータ整備との関係で、早期審査に係る出願の審査着手を直ちに行うことが できない場合があります。